



2012年8月2日 第2012-45号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策・政治グループ

03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

改正労働契約法成立へ

7月31日、参議院厚生労働委員会において労働契約法改正法案の提案趣旨説明と質疑が行われました。質疑の後、採決を行い賛成多数で可決されました。同法案は、有期労働契約の法整備を内容とするもので、7月26日に衆議院本会議で可決され参議院に送付されていました。

今回の改正のポイントは、有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換、雇止め法理の法定化、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止です。（政策ニュース24号参照）

明日の参議院本会議で成立する予定です。

高年齢者雇用安定法改正法案

衆院厚生労働委員会で可決

8月1日、衆議院厚生労働委員会において高年齢者雇用安定法改正法案の採決が行われ、政府原案と民主・自民・公明3党共同提出による修正案が賛成多数で可決されました。

修正案は、対象者の基準廃止後の継続雇用制度を円滑に運用するために、企業現場の取り扱いについて指針を定めるということを規定し

ています。継続雇用制度の対象となる基準を労使で設定できる制度の廃止は原案のままであり、実質的な影響はありません。

同改正法案は、衆議院本会議で採決された後、直ちに参議院に送付され、参議院厚生労働委員会で審議される見込みです。

【高年齢者雇用安定法改正法案に対する修正案要綱】

第一 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

厚生労働大臣は、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用（心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含む。）に関する指針を定めるものとする。